

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立吉備青少年自然の家利用細則

平成18年 4月 1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立吉備青少年自然の家規則第7号

改正 平成25年 4月 1日

改正 平成28年 3月31日

改正 平成29年 9月17日

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立吉備青少年自然の家（以下「青少年自然の家」という。）の利用に関し必要な事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（平成18年独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第5-1号）に定めるものの他、この細則の定めるところによる。

(利用の申込み)

第2条 青少年自然の家を利用しようとする者は、所定の申込書をあらかじめ所長に提出するものとする。

2 前項の利用申込書の受付を開始する日は、次に掲げる日とする。

- 一 宿泊を伴う団体は、利用希望日の1年前の日の属する月の初日とする。
- 二 日帰りを利用する団体は、利用希望日の1か月前の日とする。ただし、11月から2月までの間に利用する団体は、利用希望日の2か月前の日とする。

(利用の承諾の通知)

第3条 所長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を検討し、必要に応じて活動計画について指導及び助言を行うとともに、施設・設備の状況等を勘案して利用の諾否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

(講師等宿泊室の利用)

第3条の2 独立行政法人国立青少年教育振興機構使用料金等規程（平成18年独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第5-2号。以下「使用料金等規程」という。）第3条第3項に規定する講師等宿泊室の利用については、青少年自然の家が実施する事業に伴って招へいする講師等に限り利用できるものとする。ただし、所長又はその委任を受けた者の承認を得て次の各号に掲げる者が利用する場合にあってはこの限りでない。

- 一 青少年自然の家を利用する者が実施する研修等において招へいする講師等
- 二 心身の事情により特別の配慮を要する者
- 三 その他所長が必要と認める者

2 前項ただし書きの場合において講師等宿泊室を利用した者の使用料金等規程第5表の適用については4泊までを1単位とし、次の各号によるものとする。

- 一 講師等宿泊室A及びBを利用した場合 Bの区分
- 二 講師等宿泊室C, D, E及びFを利用した場合 Cの区分

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に対しては、講師等宿泊室の施設使用

料の全額を免除するとともに、シーツ等洗濯料の全額を免除するものとする。

一 独立行政法人国立青少年教育振興機構の役職員（青少年自然の家の視察等のため利用する場合に限る。）

二 青少年自然の家が主催又は共催する事業に伴い外部から招へいする講師

三 青少年自然の家が主催する各種委員会等の委員

四 第1号から前号に掲げる者に準ずる者として特に所長が必要と認めた者
(禁止事項)

第4条 青少年自然の家においては、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動

二 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動

三 専ら営利を目的とする活動

(利用者の入・退所等)

第5条 利用者の入・退所時間は、原則として9時から16時までの間とする。

2 利用者は、青少年自然の家の生活に関するオリエンテーションを受けるものとする。

(標準生活時間)

第6条 利用者は、所長の定める標準生活時間により生活するものとする。

2 前項の標準生活時間の中には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。

(宿泊室等の清潔保持)

第7条 利用者は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(食事)

第8条 利用者の食事は、青少年自然の家において定める献立により行うものとする。ただし、特別の事情があると所長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の食事の費用は、利用者の負担とする。

(飲酒及び禁煙)

第9条 利用者は、所長の指定する場所、時間以外で酒類を飲用してはならない。

2 利用者は、所定の場所以外で喫煙してはならない。

(破損亡失の弁償責任)

第10条 利用者は、故意又は重大な過失により青少年自然の家の施設・設備を破損又は亡失したときは、その弁償の責を負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第11条 利用者は、青少年自然の家の諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

2 所長は、前項の規定に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(利用承諾の取消)

第12条 所長は、青少年自然の家を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の承諾を取消することができる。

- 一 第4条各号及び第11条第1項に違反するおそれがある場合
- 二 その他所長が特に必要と認めた場合

(キャンセルポリシー)

第12条の2 所長は、青少年自然の家を利用する団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、その団体の利用に関し、次回以降利用開始日の属する月の翌月初日より2年間受入れを制限することができる。ただし、所長が認める場合はこの限りではない。

一 50名以上の宿泊人数で利用の承諾を得た団体が、団体の都合により利用開始日から起算して3か月前にあたる日以降に利用のキャンセルの申し出をした場合

二 50名以上の利用人数で利用の承諾を得た団体が、団体の都合により50名以上または宿泊人数に対して3割以上の人数が減少となった場合

(利用者の受入れを行わない日)

第13条 利用者の受入れを行わない日は、施設・設備の整備を行う日として所長が別に定める日のほか、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までとする。

2 天災その他やむを得ない事情があるときは、所長は、臨時に利用者の受入れを行わないことができる。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この細則施行の際、改正前の細則第2条第2項の規定及び廃止された「利用の申込書の受付を開始する日の取扱いについて(平成18年所長裁定)」の規定により利用申込書を受け付けたものについては、改正後の細則第2条第2項の規定に基づき利用申込書を提出したものとみなす。

附 則

1 この細則は、平成29年10月1日から施行する。

2 改正後の第12条の2の規定にかかわらず、平成30年3月31日以前に同条各号の規定に該当する場合には、これを適用しないものとする。